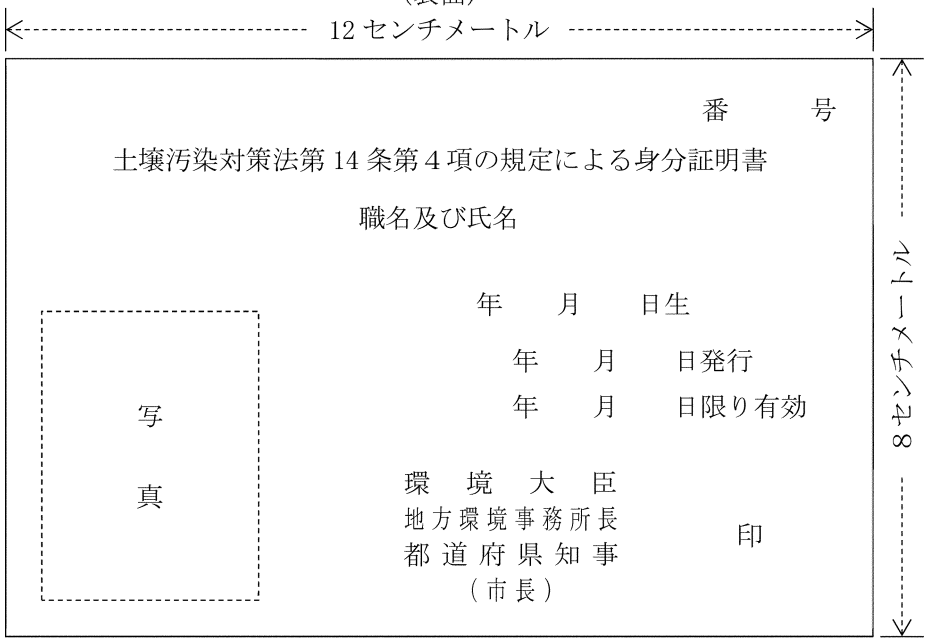
様式第二十一（第五十七条関係）

（表面）



（裏面）

土壌汚染対策法抜すい

（指定の申請）

第14条　土地の所有者等は、第３条第１項本文及び第８項、第４条第３項本文並びに第５条第１項の規定の適用を受けない土地（第４条第２項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第６条第１項第１号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第１項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

２・３　（略）

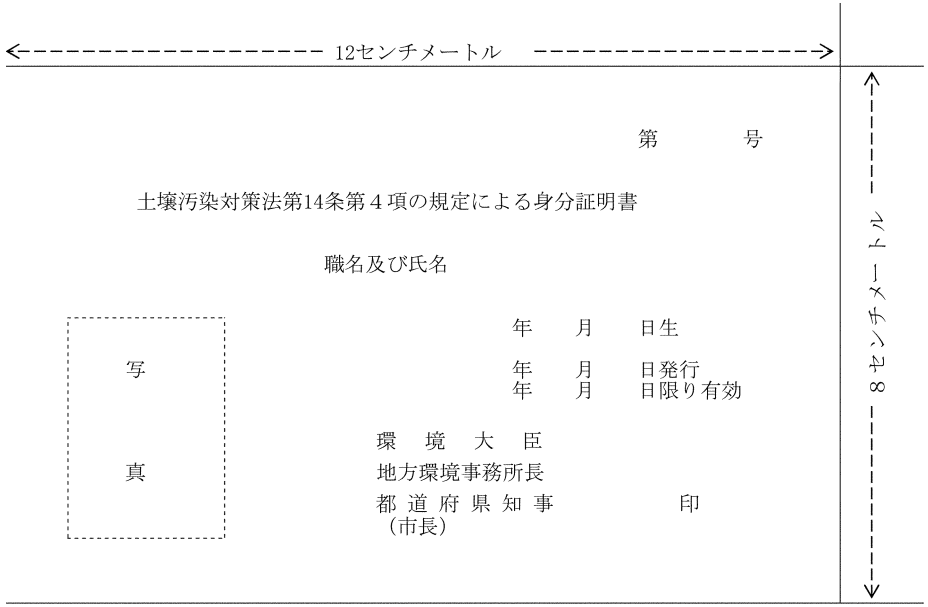
４　都道府県知事は、第１項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壌汚染対策法施行規則抜すい

第57条　法第14条第４項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第21による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

様式第二十二（第五十七条関係）

（表面）



（裏面）

土壌汚染対策法抜すい

（指定の申請）

第14条　土地の所有者等は、第３条第１項本文、第４条第３項及び第５条第１項の規定の適用を受けない土地（第４条第２項の規定による土壌汚染状況調査の結果の提出があった土地を除く。）の土壌の特定有害物質による汚染の状況について調査した結果、当該土地の土壌の特定有害物質による汚染状態が第６条第１項第１号の環境省令で定める基準に適合しないと思料するときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に対し、当該土地の区域について同項又は第11条第１項の規定による指定をすることを申請することができる。この場合において、当該土地に当該申請に係る所有者等以外の所有者等がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。

２　（略）

３　（略）

４　都道府県知事は、第１項の申請があった場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、申請に係る調査に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、当該申請に係る土地に立ち入り、当該申請に係る調査の実施状況を検査させることができる。

土壌汚染対策法施行規則抜すい

第57条　法第14条第４項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す様式第12による証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。